

平成20年度 第2回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成20年10月14日（火）午後6時00分～7時15分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

〔委 員〕 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、酒井哲夫、植松美由紀、村上岑子

〔諮問課〕 建設水道部建築課長 佐々木努、
建設水道部建築課建築・市営住宅担当主査 佐々木浩、
建設水道部建築課建築指導担当主査 小島郁也、
建設水道部建築課建築・市営住宅担当主任 笹木計宏、
保健福祉部福祉総務課長 櫛引勝己、
保健福祉部福祉総務課主査 我妻信彦、
財政部税務課長 津川定昭

〔事務局〕 総務部長 吉田保雄、総務部情報推進課長 椿原功、
総務部情報推進課文書・統計担当主査 日向光則

傍聴者 0名

議 題

【諮問】

- （1）暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について
- （2）耐震改修促進計画策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について
- （3）石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 各諮問における説明資料

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】 それでは、みなさま一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。
開会の時間となりましたので、ただいまより、平成20年度 第2回石狩市情報公開・
個人情報保護審査会を開会いたします。
始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。
本日は、平成20年度第2回石狩市情報開・個人情報保護審査会ということになります。
夜でございますので、なるべく早くスムーズに審議を終えて結審したいと思いますので
ご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、建設水道部建築課建築課所管の「暴力団に対する市営住宅及び単
身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について」、並びに「耐震改修
促進計画策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について」、保健福祉部福祉総務課所
管の「石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外
利用について」の計3件のご審議をいただきます。以上、よろしく願いいたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

吉田総務部長諮問書を朗読（諮問3件）

石 建 築 第 1 4 8 号
平成20年10月14日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための
警察への個人情報提供について（諮問）

平成19年4月に東京都町田市内の都営住宅で発生した暴力団員による立てこもり
発砲事件を契機として、全国的に公営住宅から暴力団員を排除しようとする動きが広ま
っています。

本市においても、市営住宅及び単身者住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者
や周辺住民の安心、安全な生活を確保するため、条例に入居者資格、駐車場使用の資格
に「暴力団員でないこと」という要件を付加し、暴力団員に対する市営住宅等の使用制

限を行います。

この暴力団員の入居制限を実施するに当たり、暴力団員に該当するか否かについて警察署長の意見を聴取するために、入居者及び同居者の個人情報を警察へ提供することが必要なことから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問致します。

記

1 個人情報内容

① 対象者

石狩市営住宅・石狩市単身者住宅の入居者及び同居者

② 情報内容

氏名（漢字・カナ）、住所、生年月日、本籍地（都道府県）

石建築第 147 号
平成20年10月14日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

耐震改修促進計画策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について（諮問）

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の耐震化を図ることを目的として、現在、石狩市耐震改修促進計画を策定しております。

本計画では、特に地震発生時に影響が大きい特定建築物の耐震化を図ることをひとつの目標にしており、計画策定後は、所管行政庁である北海道と連携し、これら特定建築物の所有者に対して耐震化促進についての普及・啓発を行うことを予定していることから、税務課家屋台帳を利用し、特定建築物の所有者氏名等を把握したいと考えております。

これらのことから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

① 対象

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物

② 情報内容

所有者の氏名（漢字・カナ）・住所・郵便番号、建築年、建築構造、床面積

石 福 総 第 8 8 0 号

平成20年10月14日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把握
のための個人情報の目的外利用について（諮問）

市では、最近の原油高に伴う石油製品価格の高騰が市民生活に影響を与えているため、臨時的かつ緊急的な対策として、高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方々に、燃料費をはじめとする冬季間の増経費に対する経済的支援を行うこととしています。

本事業は、安心して新しい年を迎えていただけるよう一時金を支給するものであり、また、対象となる方々に直接申請書を郵送することにより申請漏れを防ぐとともに、該当しない方が不要な申請をすることの無いよう市民の利便性も考慮の上、実施するものです。

このため、事業の実施にあたっては事前に対象者を把握するとともに、申請後の支給決定審査を円滑に行う必要があることから、各所管課で保有する台帳等及び課税状況データの目的外利用に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1. 個人情報内容

対象世帯 対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 平成20年11月1日現在（基準日）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳（外国人登録原票も

含む。)に登録されている世帯。

(2) 平成20年度市民税非課税世帯であること。

(3) 基準日に世帯全員が社会福祉施設等に入所し、又は医療機関に長期入院していない世帯。

(4) 基準日において、次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 高齢者世帯

満75歳以上の者のみで構成されている世帯

イ 障がい者世帯

(ア) 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者を有する世帯

(イ) 療育手帳(A判定)の交付を受けた者を有する世帯

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた者を有する世帯

ウ ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けた者を有する世帯

エ 生活保護世帯

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

○議事

【椿原課長】 それでは、配布資料の確認をいたします。

それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「暴力団に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について」の諮問書の写しと資料。「耐震改修促進計画策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について」の諮問書の写しと資料。「石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について」の諮問書の写しと資料、以上、3セット、ございますか。

次に、諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問①について、建設水道部建築課建築・市営住宅担当よりご説明いたします。

次に、諮問②について、建設水道部建築課建築指導担当よりご説明いたします。

次に、諮問③について、保健福祉部福祉総務課よりご説明いたします。

【向田会長】 それでは、初めに、1つ目の諮問の関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。・・・

それでは、事務局より1つ目の諮問内容を説明して下さい。

【佐々木努建築課長】

諮問番号①番 「暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供」についてご説明いたします。

このたび、市営住宅の入居者などの安全かつ平穏な生活の確保を図るため、市営住宅から暴力団員を排除するための条例改正を行うことといたしました。この暴力団員を把握するため、入居者などについて、札幌北警察署に対しまして照会を行うもので、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定により、市営住宅入居者等の個人情報提供について諮問するものでございます。

さきほど諮問書にもありましたが、これに至った経緯でございますが、平成19年4月、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員である入居者による立てこもり発砲事件が発生し、周辺の入居者等の安全を脅かす深刻な事態が生じました。その後も、暴力団員によるさまざまな問題が、全国に発生している状況から、国土交通省は警察庁と協議し、平成19年6月1日付で公営住宅における暴力団員排除についての通達を出し、暴力団員の排除対策に関する条例整備を図ることを全国的に求めており、北海道警察からも暴力団員排除について、要望されております。

こうしたことから、本市においても入居者の安全確保を図るため、条例を一部改正し、暴力団員に対して市営住宅の使用を制限することとします。なお、北海道では昨年12月議会で、同様の条例改正議案が可決され、既に施行されております。

まず、お手元に資料が配布されているかと思いますが、資料1は、暴力団員の使用制限に関する条例改正の素案であります。本年12月議会に条例改正議案の提案を予定しており、暴力団員に関して条文にアンダーラインが引いてあります。

資料2は、入居事務に必要な各様式の改正の素案であります。

資料3は、暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定書ですが、警察との照会等に関しまして、こうした協定を締結した上で事務を進めてまいります。

次にこれらの資料に基づいて市営住宅の使用制限に関する内容について説明させていただきます。

まず、1点目は、入居の制限です。新たに入居しようとする方の世帯のうち、申込者及びその親族が暴力団員である場合は入居できないこととします。

2点目は、同居の制限です。入居後、新たに同居させようとする親族が暴力団員である場合は同居を認めません。

3点目は、入居名義人の死亡などにより、残された方が入居の権利等を承継しようとするときに、新たに入居名義人になる方、その同居者が暴力団員である場合は承継を認めません。

4点目は、近隣からの通報などによって、既に市営住宅に入居している者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡を求める勧告を行い、これに従わない場合は

明渡請求を行うこととします。

5点目は、暴力団員であるかどうかを確認するため、警察に照会するものでございます。警察に提供する個人情報の項目でございますが、氏名の仮名及び漢字、住所、生年月日、本籍地で、照会は文書で行います。警察からの回答は暴力団員であるか否かのみで、該当があれば文書により、該当がない場合は口頭で連絡を行うこととなっています。

また、個人情報の保護対策として、警察との協定書により暴力団員排除以外の目的に使用しないことし、個人情報の適正な管理に務めてまいります。

説明については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、ご質問につきましては担当及び担当主査からも答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。第1点目の諮問は暴力団員の市営住宅使用等の制限ということであります。このために個人情報を提供するということです。これは、個人情報保護条例の10条に目的外利用の禁止という条文がありますが、例外としまして1号から5号までありまして本件は、その5号の審査会の意見を聞いた上で公益上の必要、その他、相当な理由によりこれを認めて利用し、また、提供することはこの限りではないということでありまして、この審査会の意見によって運用できるということです。ただいま、ご説明がありましたように、暴力団員に対する使用制限が5点ありまして、入居の制限、同居の制限、入居名義人の承継に関する制限、それから、近隣からの通報などによって、暴力団員であることが判明した場合には、明渡勧告、これに応じない場合は明渡を強制する、5点目は、暴力団員であるかどうかを確認するため、警察に照会する、このような内容となります。

どうぞご自由にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

【植松委員】いままで通報があったとか、そういうケースはありましたのですか。

【佐々木建築課長】通報というのはありません。

【酒井委員】この、一部改正は素案ですね。

【矢吹副会長】立法事実があるかと言うと、確かに東京の町田市でこのようなことがあったのですが、全国で、ものすごい数の公営住宅があって、かつ、それに、昔の日本住宅公団、今の都市再生機構住宅を入れるともものすごい数があるのですが、それで暴力団員が入居していることも、これも多分たくさんあるのですが、暴力団員が入居していることによって大きなトラブルが起きたという立法事実があるのかということが、先ず、第1の問題点でありまして、町田市で起きたと言うことで警察が乗ったという話ではないかと思うのです。それから、近隣の入居者の平穏という観点からいうと、実はそんな取締りをしただけではしょうがないし、今や、一番怖いのは暴力団でもサラリーマン的に住宅、家族の住んでいるところでは、おとなしくしているというのがたくさんい

るわけで、そのような人はあまり住民の安全を脅かさないで、それよりは、少し、おかしな人の方が住民の安全を脅かすということなので、本当にこのような規定を設ける必要があるのかと言うことと、その次に言うと、実は、この規定を読むと、入居する人、全部について警察に問い合わせるということになるのですね。そうすると、要するに市営住宅の入居者の情報は全て警察に通報いたしますということですね。いくら警察と協定を結んだとて目の前にそういう情報があって警察が捜査のために一切利用しないということは到底信じられないということです。要するに、まさに、石狩市民の情報を全て警察へ提供することとなりますが、はたして、それがよろしいのでしょうかということになります。それと、もう一つ、さらに気にかかるのは、入居申込者に何で本籍地を書かせているのでしょうか。石狩市というか北海道ということで問題にならないということだけなのでしょうか。これを、よその地方でしたら先ずアウトでしょうね。このようなことを考えて、あまり個人情報の提供の仕方としては良いとは思わないのですが。

【酒井委員】法律上この素案で議会の方で決定されれば、審査会としてこの情報を提供してどうなのかというと、止むを得んという気はするのですが、副会長が言われたように本来的には色々問題がある部分だと思っております。ただ、法律（条例）が決まれば認めざるを得ないと思えますが。

【村上委員】申請をする際に条項が入っておりますね。暴力団であれば等、しかし、本当に暴力団の人は条項どおり申請をしないということではなく、隠して申請をする場合もあると思えますが。私自身、すごく恐ろしいと思ったことは入居の部分では、入るには入ることもあると思えますが、おそらく近隣の人の通報があって、始めて何かがあった時に明渡しを勧告できるという時には、このような条文が定められていれば有効なことと思えますが、しかし、通報をする場合のその人の基準がはっきりしない中で、例えば市側が通報を受けた時に必ず警察の方に照会をするのかというと、先ほど矢吹副会長が言われたように全員の情報が若しかしたら警察の方へ行くことについて恐れを感じたところです。

これを作成することについては、一つの予防線になると思うのですが、通報をしたときに市側はどう対応するのか、その条項はどの部分になりますか。

【向田会長】明渡し請求、勧告請求についてですね。それでは、担当課からよろしいですか。

【佐々木建築課長】判明した場合は、既に入居している場合に暴力団とわかった時は、市の方から明渡し勧告をいたします。それでも、なおかつ居座った場合には、訴訟という形になることとなります。

【村上委員】前の段階で警察に照会するという。その時の通報の基準、例えばですね、市民が明らかに暴力団ではないかとのことで、市へ通報しますね。その時に市が警察へ照会すると決める時の基準ですが。

【酒井委員】最初に先ず、現在の入居者については、警察の方へ調べていただきますね。

【佐々木建築課長】現在、入居している方には照会はいたしません。

【矢吹副会長】そうではなく、これから、入居する方全員に照会するということですね。

【佐々木建築課長】そうですね、女性と 70 歳以上の高齢者を除き、当選した方について照会するものです。

【酒井委員】現入居者は、照会しないのですか。

【佐々木建築課長】これから行おうとすることは、既存入居者についての特定は中々難しいことでありまして、これから、入居する方を事前に調べ水際で防ぐことを目的にすることを考えております。

【村上委員】例えばですね、第 5 条の（6）に、これは、今までの条例に加えるとのことですが、この条文だけでは、照会するということは受け止められないのですが。暴力団員でないということが入っておりますが、私はそうでないと申し込みを行えばそのまま居住できるのかと思ったのですが。

【佐々木市営住宅担当主査】この部分については、5 ページ目の第 64 条なのです。市長は、次の各号に掲げる区分において、暴力団員であるかないか、警察署の意見を聞く事ができるということなのです。

【村上委員】第 11 条については。

【矢吹副会長】これからは、先ず、市営住宅を申し込んで当選しました。そこで、入ろうとする方に警察に問い合わせをいたします。その次に、例えば、東京に住んでいた息子さんが帰ってきて同居することになりました。申し出ると、その、帰ってきた息子さんが暴力団員であるかないかについても、第 11 条の 1 項により警察に照会することになるのです。承継をする場合も同様となります。

【向田会長】北海道の条例についても同様となりますか。制定されたと聞きましたが。

【佐々木市営住宅担当主査】全く同じような流れとなっております。

【向田会長】これからは、市営住宅入居者の新たな個人情報警察に通知されることになりますね。これは、石狩市にとっては政策的に大変重要なことになります。

個人情報保護の観点から、全員について照会するのではなく、もう少し網をかけることは出来ないものでしょうか。

【村上委員】この素案は、人権的にみても少し怖い感じがいたします。

【矢吹委員】結局、これから、世代交代もあります。市営住宅に入居する全ての方の情報を警察に提供することをどう考えるかなのです。

【植松委員】やはり、入居者全ての方の情報が提供されるのが問題となります。

【向田会長】困りましたね。もう少し提供条件を限定していただきたいのですが。

入居者全部でなくて、疑義がある場合はとか、我々の判断ではないと思いますが、そのような文言が入ることになると解決することになります。

このようなことから、個人情報保護として、ここで同意を得られることは難しいことだと思います。

【吉田総務部長】今、ご指摘のあった点を、もう一度持ち帰りまして、審議継続と
していただければと思いますが。

【向田会長】北海道でも、実際、制定して細則があると思いますので調べていただければと思います。

それでは、この件については審議継続となりますが。

【全委員】異議ありません。

【向田会長】それでは、次に、2つ目の諮問の関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。・・・

それでは、事務局より2つ目の諮問内容を説明して下さい。

【佐々木努建築課長】

諮問案件の②番 『耐震改修促進計画の策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について』ご説明いたします。

本案件は、私ども建築課で所掌している耐震改修促進事務において、税務課の家屋台帳から特定建築物の所有者氏名等を把握する必要があることから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、諮問するものでございます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、耐震基準が見直された昭和56以前の建築物に被害が多かったと報告されており、このことを教訓に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」通称耐震改修促進法が制定されました。その後も、日本各地で大規模地震が発生していることから、建築物の耐震化については、国において“社会全体の国家的な緊急課題”と決定され、地方公共団体においても計画的に耐震化を促進するよう強く求められております。

これらのことを背景に、本市では、耐震改修促進法に基づき、市内の建築物の耐震化を図ることを目的として、現在、石狩市耐震改修促進計画を策定しており、本計画では、地震発生時に影響が大きい特定建築物の耐震化を図ることをひとつの目標としております。

ここで、特定建築物とは、

■資料2に一覧を掲載しておりますが、学校などの用途で記載されている規模以上のもので、地震発生時に倒壊した場合など、影響が大きいと予測される建築物になります。

また、計画の推進にあたっては、

■資料1の上段に素案の抜粋を掲載しておりますが、

本市は、木造2階建ての住宅程度の小規模建築物の所管行政庁であるため、特定建築物を含むその他の建築物の所管行政庁である北海道と連携を図りながら、耐震化の促進に努めるとしています。

■資料1の2段目以下は耐震改修促進法の抜粋になりますが、

第5条では、北海道と市町村の耐震改修促進計画の策定責務について、第6条では、特

定建築物の所有者の努力義務、第7条には、所管行政庁の指導等について規定されています。

耐震改修促進法上では、特定建築物に対して指導等ができるのは、所管行政庁である北海道であり、石狩市に直接の権限はありませんが、石狩市耐震改修促進計画に基づき、計画策定後は、必要に応じて北海道と連携しながら、これら特定建築物の所有者に対して耐震化の普及・啓発を行う予定でございます。

個人情報の内容でございますが、特定建築物の所有者の氏名（漢字・カナ）・住所・郵便番号、建物の建築年、建築構造、床面積を把握する必要がありますので、税務課の家屋台帳を利用することが不可欠となります。

説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】有難うございました。諮問2件目の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。

（質疑応答）

【向田会長】今の、ご説明がありましたように耐震改修法に基づく石狩市の耐震改修促進計画、そのために、特定建築物につきましての所有者等の情報が必要であることから個人情報の目的外利用とのことであります。

【矢吹副会長】この特定建築物においては、担当で個々に特定し調査して調べられるのか、それとも、家屋台帳を基に個人情報を収集するのでしょうか。

【小島建築指導主査】今現在、想定しているのは、税務課にデータがありますので建物の種類と規模を担当に指示し抽出していただければと考えております。

【向田会長】木造住宅についても計画等ありますか。

【小島建築指導主査】計画の中では木造住宅に関しましても耐震化を図るということで想定はしておりますが、件数もかなりございますので、悉皆（しっかい）調査ということで、個別の物として把握する予定はございません。今回は、特定の建物としてご審議をいただいております。

【向田会長】特に、問題はないと思いますが。

よろしいですか。それでは、この案件は認めたいとのことで諮問してよろしいですか。

【全委員】異議ありません。

【向田会長】それでは、初めに、3つ目の諮問の関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。・・・

それでは、事務局より3つ目の諮問内容を説明して下さい。

【榎引福祉総務課長】

福祉総務課長の榎引と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

私から、今回、諮問いたしました石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把

握のための個人情報の目的外利用について、ご説明いたします。

本事業につきましては、平成 20 年度における著しい石油製品価格高騰のための緊急対策事業として、在宅で生活する生活弱者世帯に対し 6 千円の一時金を支給することにより、当該世帯の冬季間の生活安定に資することを目的に実施しようとするものであります。

一時金の支給対象世帯は、次の 4 つのいずれにも該当する世帯でありまして、

一つ目は、平成 20 年 11 月 1 日現在（以下「基準日」といいます。）において本市の住民基本台帳（外国人登録原票も含む。）に登録されていること。

二つ目は、平成 20 年度市民税が非課税の世帯であること。

三つ目は、基準日に世帯全員が社会福祉施設等に入所し、又は医療機関に長期入院していないこと。

四つ目は、基準日において高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯のいずれかに該当する世帯であることです。

なお、高齢者世帯とは、満 75 歳以上の者のみで構成されている世帯、障がい者世帯とは、身体障害者手帳（1 級又は 2 級）、療育手帳（A 判定）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）のいずれかの交付を受けた者を有する世帯、ひとり親世帯とは、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けた者を有する世帯、生活保護世帯とは、生活保護を受給している世帯であります。

本年 10 月 1 日現在において、高齢者世帯は約 2,900 世帯、障がい者世帯は約 1,600 人、ひとり親世帯は約 700 人、生活保護世帯は約 300 世帯となっております。

ここで問題となりますのは、後期高齢者世帯や重度心身障害者医療費受給者における非課税世帯の傾向から、高齢者世帯では約 3 割の 800 世帯、障がい者世帯では約 5 割の 800 人もが課税世帯であるということです。

このため、事前に対象者把握のための個人情報の目的外利用なくして、他の 3 つの要件に合致する世帯すべてに事業実施のお知らせ文や申請書を送付することになりますと、明らかに支給対象とはならないこれだけ多くの方に期待を持たせ、ひいては一部の方が申請にいたるなど市民、特に高齢者や障がい者の方に多大なるご迷惑をおかけするのではないかと案じているところであります。

このようなことから、市民サービスを円滑に提供するためには、事前に対象者把握のための個人情報の目的外利用が必要であり、ぜひとも本審査会に認めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。ご説明に質問等がございましたらどうぞ自由に。

【矢吹副会長】要するに、1～4 までを満たす人を要求し抽出していただくということですね。

【全委員】特に、問題はないと思います。

【向田会長】それでは、特に異議はないとのことで諮問どおり、認めることと致します。

本日は、2件につきまして目的外利用を認め、1件が継続審議ということで終わらせたいと思います。

その他、事務局で何か連絡等ありましたらお願いいたします。

【吉田総務部長】継続審議になりました案件につきましては、12月定例会に諮る予定となっておりますので、あまり期間をおかない内に審議をお願いいたしたいと存じます。

【向田会長】それでは、特になければ、答申に入りたいと思います。

＝答 申＝

平成20年10月14日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成20年10月14日付石建築第147号をもって諮問のありました、耐震改修促進計画策定に伴う税務課家屋台帳の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成20年10月14日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成20年10月14日付石福総第880号をもって諮問のありました、石狩市生活弱者支援一時金支給事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉会

【向田会長】

今日の予定していた議題は、以上のとおりです。

以上で今日は終わります。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成20年10月 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 _____ 印